

日向市城山墓園の料金見直しに関するQ&A

Q1 今後、使用料と管理料はどのようなものに使われますか。

A1 使用料は、墓地の使用許可を受ける際に納めていただくもので、墓地の用地取得費や区画整備費、運営費などに充てられます。

管理料は、墓園の共用部分の清掃や樹木の管理、墓園内の道路整備などの維持管理費用や、小規模修繕、安全対策費用などに活用します。

これらの費用の使途については、市のホームページなどで公開し、透明性の確保に努めてまいります。

Q2 今回から市外在住者も墓園を使用できるようにしたのはなぜですか。

A2 新規使用者の減少抑制を図るため、これまで市内在住者に限定していた使用者の範囲を、市内に本籍を有する市外在住者などにも拡大しました。

使用料については、これまでの用地取得費や区画整備費等を公平に負担していただく観点から、市内在住者の1.5倍の額としています。

一方で、管理料は、維持管理費は受益者負担で賄う考え方にに基づき、市内外在住者での差は設けていません。

Q3 区画によって面積が異なりますが、管理料の金額は一律ですか。

A3 管理料は、墓園内の道路や樹木、芝生、駐車場、トイレなどの共有部分の維持管理に充てるため、区画面積にかかわらず、1区画あたり年間2,500円としています。

Q4 管理料を支払えば個人の区画の清掃等も行ってもらえますか。

A4 管理料は共有部分の維持管理に活用させていただくため、個人の区画については、これまでどおり使用者の皆様に管理をお願いします。

Q5 各料金はどのように支払えばよいですか。

A5 使用料は、使用許可証を郵送する際に納付書を同封しますので、期限内にお支払ください。

管理料は、毎年度5月に納付書を郵送し、指定の方法でお支払いいただきます。

なお、令和8年度については、市の収納体制整備のため、納付書発送を11月に予定しています。

お支払い方法は、納付書払いのほか、コンビニ払い、口座振替など複数の方法に対応し、利便性向上に努めてまいります。

Q6 管理料を口座振替で納付したい場合、どのような手続きが必要ですか。

A6 管理料の納付書を郵送する際に、口座振替の手続きについてのご案内を同封する予定です。また、案内の準備が整い次第、市のホームページにも掲載いたしますので、ご確認ください。

Q7 複数年の管理料をまとめて支払うことはできますか。

A7 管理料を複数年分まとめてお支払いいただくことはできません。今後、使用者の皆さまからのご要望を踏まえ、検討してまいります。ご不便をおかけしますが、ご了承ください。

Q8 減免措置はありますか。

A8 使用料については、生活保護法の適用を受けられている方について、その一部を減免します。

管理料については、災害により著しい被害を受けた方を対象に減免します。

なお、減免を受ける場合は、申請が必要となりますので、詳しくはお問合せください。

Q9 年度途中で新規使用許可を受けた場合の料金は、年間管理料と同額ですか。

A9 新規に使用許可を受けた年度の管理料は、使用開始月から月割計算によりお支払いいただきます。

また、年度途中で墓所を返還される場合は、管理料の返還はできませんので、あらかじめ、ご了承ください。

Q10 料金を期限までに支払わなかった場合、罰則などはありますか。

A10 使用料については、使用許可の日から3か月が経過しても未納の場合は、使用許可を取り消すことがあります。

管理料については、他の公共料金と同様に督促や催告の手続きを行います。円滑な管理のためにも、期限内の納付にご協力ください。

(お問い合わせ先)

日向市市民環境部市民課 市民相談係
〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
電話番号：0982-66-1018
代表アドレス：shimin@hyugacity.jp